

平成 24 年度 税制改正 要望 検討 事項 (新設) 拡充・延長)  
(文部科学省)

制 度 名	寄附金控除の年末調整の対象化				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>現行制度上、確定申告が必要とされている寄附金の所得控除に係る手続きを年末調整の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="804 645 1477 741"> <tr> <td data-bbox="804 645 1166 741">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1166 645 1477 741">0 百万円 ( - 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	0 百万円 ( - 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	0 百万円 ( - 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>文部科学省では、「教育・文化立国」を使命として、教育、文化、スポーツの振興を図っているが、これらの分野の振興に当たっては、国だけでなく、民間の活力を生かすことが重要であり、これらの振興を図る公益法人等の活動の財政基盤を強化し、我が国全体として教育、文化、スポーツの振興が図られるよう、これらの法人等に対する個人からの寄附を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 22 年度の税制改正では、個人が公益法人等に寄附した場合の適用下限額が引き下げられ、平成 23 年度の税制改正では特定の条件を満たした公益法人等への寄附金の税額控除が認められるなど、個人の寄附を促進するための環境が整えられつつある。</p> <p>一方、公益法人等への寄附に係る控除については、他の控除の多くが年末調整で手続きができるにも関わらず、確定申告を行うこととされており、これが寄附金控除のメリットを弱めているとの指摘がなされている。確定申告手続きについては、電子納税の導入等、簡易化されてきているが、多くの者は税務署に出向くか郵送による手続きを行っているのが実態であり、特に低額寄附者にとっては、その郵送費や移動費等のコストが、寄附金控除の優遇効果を低めていると思われる。</p> <p>そのため、寄附金控除についても、他の控除と同様に年末調整の対象にすることにより、寄附者の確定申告に係る負担を軽減するとともに、広く寄附者が控除のメリットを享受できるようにし、寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図ることが必要である。</p> <p>なお、昨年度の税制改正大綱においても、寄附金控除の年末調整への導入については検討を行うこととされている。</p> <p>○平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日）</p> <p>(4) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 政策目標1-1 スポーツの振興 施策目標1-1-1 子どもの体力の向上 施策目標1-1-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標1-1-3 我が国の国際競技力の向上 政策目標1-2 文化による心豊かな社会の実現 施策目標1-2-4 文化芸術振興のための基盤の充実																																														
		政策の達成目標	公益に資する団体の寄附収入を増加させることにより、各団体の経営基盤の強化や活動の活性化を通じて、教育、文化、スポーツの振興を図る。																																														
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間中の達成目標	—																																														
		政策目標の達成状況	公益に資する団体の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により、強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済情勢等も踏まえ、より一層環境の整備が必要とされる。																																														
有 効 性	要望の措置の適用見込み	〈法人〉 文部科学省所轄学校法人（688 法人） 国立大学法人（86 法人） 公立大学（95 大学） 文化芸術関係法人（48 法人） スポーツ関係法人（13 法人） 等 〈個人〉  （単位：千円）																																															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立大学法人</td> <td>10,659,274</td> <td>4,420,245</td> <td>7,707,459</td> <td>14,794,455</td> <td>7,531,580</td> </tr> <tr> <td>公立大学</td> <td>102,473</td> <td>153,863</td> <td>270,444</td> <td>172,749</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>学校法人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,308,995</td> <td>19,405,103</td> <td>19,208,251</td> </tr> <tr> <td>育英奨学法人</td> <td>1,151,958</td> <td>1,768,898</td> <td>1,539,139</td> <td>1,248,649</td> <td>1,264,821</td> </tr> <tr> <td>文化芸術法人</td> <td>695,433</td> <td>820,708</td> <td>801,172</td> <td>1,142,688</td> <td>481,327</td> </tr> <tr> <td>スポーツ法人</td> <td>—</td> <td>58,588</td> <td>139,741</td> <td>106,209</td> <td>97,538</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>12,609,138</td> <td>7,222,302</td> <td>30,766,950</td> <td>36,869,853</td> <td>28,583,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人等。          調査時点：当該年度の翌年度          ※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。</p> 寄附金控除に係る手続きの年末調整化により、寄附文化の醸成につながり、寄附金収入増加による各団体の経営基盤強化や活動の活性化に伴い、教育、文化、スポーツの振興がよりいっそう図られる。		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	国立大学法人	10,659,274	4,420,245	7,707,459	14,794,455	7,531,580	公立大学	102,473	153,863	270,444	172,749	—	学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103	19,208,251	育英奨学法人	1,151,958	1,768,898	1,539,139	1,248,649	1,264,821	文化芸術法人	695,433	820,708	801,172	1,142,688	481,327	スポーツ法人	—	58,588	139,741	106,209	97,538	総計	12,609,138	7,222,302	30,766,950	36,869,853
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度																																												
国立大学法人	10,659,274	4,420,245	7,707,459	14,794,455	7,531,580																																												
公立大学	102,473	153,863	270,444	172,749	—																																												
学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103	19,208,251																																												
育英奨学法人	1,151,958	1,768,898	1,539,139	1,248,649	1,264,821																																												
文化芸術法人	695,433	820,708	801,172	1,142,688	481,327																																												
スポーツ法人	—	58,588	139,741	106,209	97,538																																												
総計	12,609,138	7,222,302	30,766,950	36,869,853	28,583,517																																												

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税法第37条（寄附金の損金不算入） 所得税法第78条（寄附金控除）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成23年度実績） 国立大学法人運営費交付金：1兆1,528億円 私立大学等経常費補助：3,209億円 私立高等学校等経常費助成費等補助：1,002億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 予算上の措置による法人等への直接の支援とは別に、寄附金収入の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援することで、国からの支援とあわせて、各団体の経営基盤の強化並びに活動の活性化に資すると考えられる。
	要望の措置の妥当性	寄附者のインセンティブを高める手段としては、寄附のメリットを高めること（控除額の引き上げ）に併せ、そのメリットを簡易に享受できるようにする環境を整備することが必要である。寄附をした場合の所得控除については、他の控除と異なり、確定申告することとなっているが、これを年末調整の対象とすることにより、①確定申告に係る手続き及び費用が不要となり、寄附者にとっての負担が軽減される、②寄附に係る手続きが簡素化されることにより、寄附の拡大につながることを想定され、これらの措置を講じることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度税制改正要望を行ったが、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行うとされた。	